

韓国における鳥インフルエンザウイルスの検出について

10月7日、**韓国の忠清南道牙山市及び京畿道安城市**で野鳥の糞便から**H5亜型鳥インフルエンザウイルスの抗原**が検出されました。

高病原性かどうかの判定はさらに3～5日間程度かかる見込みです。

本年4月以降、アジア、欧州等において継続的に飼養家きんで本病が発生しており、野鳥についても我が国へ飛来する渡り鳥が本病のウイルスを保有する可能性が高いことから、今シーズンも**農場へのウイルスの侵入リスクは高い状況です。**



本病発生防止のため、改めて次の事項の確認をお願いします。

- 1.衛生管理区域に立ち入る者の**手指消毒**等(項目13)
- 2.衛生管理区域専用の**衣服及び靴の設置**並びに**使用**(項目14)
- 3.衛生管理区域に立ち入る**車両の消毒**等(項目15)
- 4.家きん舎に立ち入る者の**手指消毒**等(項目20)
- 5.家きん舎ごとの専用の**靴の設置**及び**使用**(項目21)
- 6.野生動物の侵入防止のための**ネット等の設置**、
点検及び**修繕**(項目24)
- 7.ねずみ及び害虫の**駆除**(項目26)



毎日の健康観察を行い、死亡羽数の増加等異常を見つけた場合には速やかに家畜保健衛生所に連絡をお願いします。

鳥インフルエンザの情報を掲載した農林水産省ウェブサイト：<http://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>

家畜の病気等についてのお問い合わせは家畜保健衛生所をお願いします。

山梨県西部家畜保健衛生所

電話：0551-22-0771 FAX：0551-22-6728